

船舶事故調査報告書

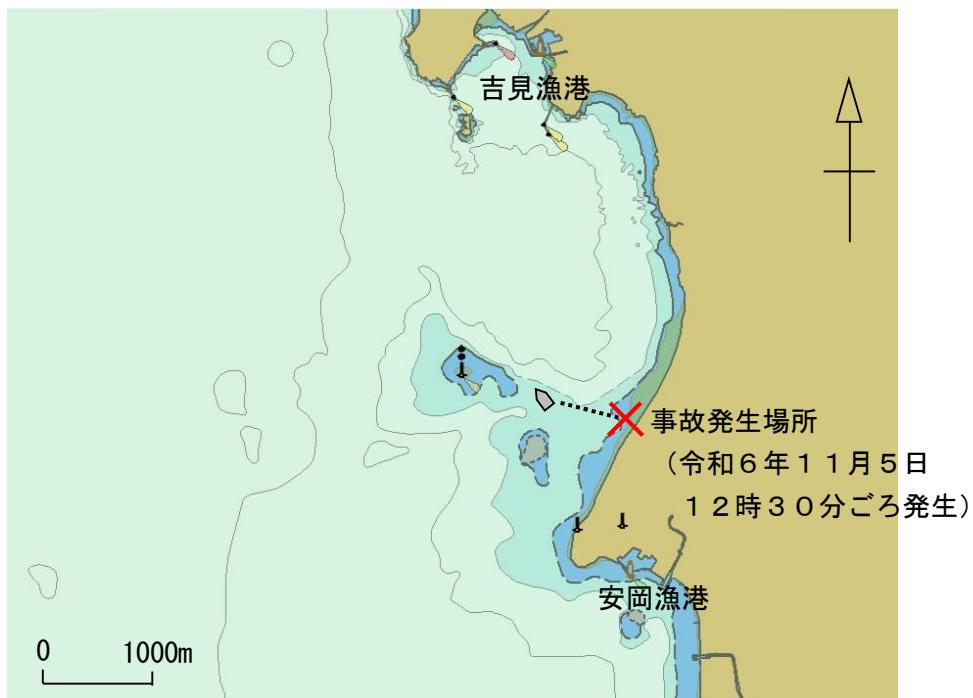
令和7年7月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年11月5日 12時30分ごろ
発生場所	山口県下関市安岡漁港北方沖 安岡港甲防波堤灯台から真方位 002° 1,450m付近 (概位 北緯34° 02.2' 東経130° 54.6')
事故の概要	プレジャーボート和丸は、漂泊中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年2月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 和丸、1.0トン
船舶番号、船舶所有者等	YG3-63592（漁船登録番号）、個人所有 第290-39673号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼及び舵板に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 高潮期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、安岡漁港北西方沖において、主機を停止し、漂泊して釣りを行っていた。</p> <p>船長は、釣り場を移動するため、主機を始動しようとしたがセルモーターが回らないので、漂泊したままバッテリーや主機の点検を行った。</p> <p>船長は、本船が、風波で陸岸方向へ圧流されているのを認識していたが、主機が始動しないことで気が動転し、投錨することを思い付かないまま、30分程度の間点検を続けた。</p> <p>船長は、その後、クラッチレバーが中立になっていないことに気付き、クラッチレバーを中立にした後、主機の始動を試みたところ始動し、急いで本船を移動させようとしてクラッチを入れたが、プロペラに何かが当たったのを感じるとともに主機が停止したので、本船が浅所に乗り揚げたと思った。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p> <p>船長と同乗者2人は、歩いて陸岸に避難した。</p> <p>本船は、後日、船長の所属する漁業協同組合の船により、下関市 南風泊漁港までえい航された。</p> <p>本船の喫水は、船首不詳、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、本件以前に船を航行させた経験が数回しかなく、操船に慣れていないかった。</p>

分析	<p>本船は、主機が始動できない状況下、船長が、投錨しないまま漂泊を続けたことから、風波に圧流されて、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、主機が始動しなかったことで気が動転し、投錨して圧流を止めることを思い付かなかったものと考えられる。</p> <p>本船は、クラッチレバーが中立になっていたことから、安全装置が作動して主機が始動できなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船の主機が始動できない状況下、船長が、気が動転して、投錨することを思い付かないまま漂泊を続けたため、本船が、風波に圧流されて、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、陸岸近くで運航不能となった場合、圧流されないよう、速やかに投錨すること。 ・船長は、主機を始動する際、クラッチレバーが中立位置にあることを確認すること。

付図1 事故発生経過概略図



一般財団法人日本水路協会発行の航海用電子参考図（new pec）使用